

昭和 58 年 発 足

# 甲賀郡安全運転管理者協議会要綱



甲賀郡安全運転管理者協議会

# 昭和58年交通安全年間スローガン

## ◎ 運 転 者 向 け

思いやり ゆずる心で 防ぐ事故

## ◎ 歩行者・自転車乗用者向け

たしかめて 渡るあなたが 子の手本

## ◎ こ ど も 向 け

急いでも きちんと見ます みぎひだり

# 交通安全は企業の社会的責任

甲賀郡安全運転管理者協議会

会長 直村 廣 治



安全運転管理者制度が誕生して今年で早や十八年目を迎えることとなる。この間、同制度は何回か法令の改正を重ね、さらに警察の強力な行政指導の下にますます充実され、我国の交通安全に大きな役割りを果して来た。

今日、自動車の利用はひとり企業活動だけでなく、われわれの日常生活にとって欠くことのできないものとなって来た。深刻化する交通情勢下にあつて、企業が交通安全に果すべき役割は一段と重要性を増し、また、企業の交通安全を支える安全運転管理者に対する社会的な期待も高くなつて来た。

「あの会社の車は安全だ。」という一般の評判は会社の大きな資産である。また、「企業の車はすべて最大、最良の広告物である。」とも言われるが、交通安全は企業の社会的イメージを高め、繁栄させるための企業活動そのものであり、社会的責任でもある。企業が繁栄し、社会的責任が果たせるかどうかのきざしは、安全運転管理者そのものである。

甲賀郡発展のため、安全運転管理者の皆さんとともに、社会の期待に応えるべき努力をおしみなくつづけたい。

## 「期待される企業内交通安全教育」

水口警察署長 安藤 清



従業員が安全に、安心して働ける環境づくり。それは企業の責任であり、従業員自身の安全と幸福のためです。

そして、それは企業のイメージアップにもつながります。

企業内の作業安全面に関しては、労働安全衛生法が。また業務用車両の安全運転管理はご承知のとおり、道交法のなかに安全運転管理制度が制定されて18年を経過しました。

この間、各企業内の安全運転管理者は、交通安全協会安全運転管理者部会に結集され、一定の成果を収めながらも、さらに一層の強力な組織と安全活動の波及的效果を求められ、部会は発展的に解消されて既存の信楽安全運転管理者協議会と合併が成り、このたび、「甲賀郡安全運転管理者協議会」として発足されたことは誠にご同慶の至りであります。

申すまでもなく、ドライバーの大半は必ず、いずれかの企業に勤めておられます。これらの人たちに、業務車両の安全管理に、マイカー通勤を含めた交通安全教育を連動させていただけるならば交通事故抑止に大きな成果が期待できると思います。

国民皆免許時代をむかえたとは申しますものの、まだまだ「未熟な車社会」の域を脱しきれない状況下にある現在、「安全運転管理の役割」を通じて、車社会をリードして行くことについて皆様方の一層のご研さんをお願いし、私のあいさつといたします。

# 甲賀郡安全運転管理者協議会会則

## 第 1 章 総 則

(名称及び事務局)

第 1 条 本会は甲賀郡安全運転管理者協議会と称し、事務局を水口警察署内におく。

(組 織)

第 2 条 本会は水口警察署管内で安全運転管理者をおく義務を有する事業所（以下「事業所」という。）をもって組織する。

2. 本会の会員は事業所の安全運転管理者をもって構成する。

(目 的)

第 3 条 本会は自家用自動車の安全管理を適正に行うことにより、交通秩序の確立と交通事故の防止を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 交通安全教育に関すること。
- (2) 交通関係法令の遵守に関すること。
- (3) 安全運転に関すること。
- (4) 運行管理の適正に関すること。
- (5) 車両の整備管理の適正に関すること。
- (6) 事故防止の広報活動に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するため必要な事項

(加入団体)

第 5 条 本会は滋賀県内における自家用自動車の安全管理活動に協力し、他の安全運転管理者協議会と協調するため滋賀県安全運転管理者協議会に加入するものとする。

## 第 2 章 役 員

(役 員)

第 6 条 本会に次の役員をおく。

会 長 1 名

副 会 長 3 名

理 事 21 名

監 事 3 名

幹 事 7 名

事務局長 (会計) 1 名

代 議 員 40 名以内

(役員を選任)

第 7 条 会長、副会長及び監事は総会において会員の中から選任する。

2. 理事、幹事、事務局長及び (会計) は会員の中から会長が委嘱する。ただし、理事 7 名は支部長を兼ねるものとする。

3. 代議員は理事会において推せんした者を会長が委嘱する。

(役員職務)

第 8 条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の指名する順位によりその職務を代理する。

3. 理事は理事会を構成し、会務の執行にあたる。

4. 監事は会務の状況及び会計を監査し、総会に報告する。

5. 幹事は幹事会を構成し、各町において会務の補助にあたる。

6. 事務局長は会務の全般について補助し、会計を兼ねるものとする。

7. 代議員は会員を代表し、総会の構成員となり、本会の重要事項を審議する。

(役員任期)

第 9 条 役員はすべて名誉職とし、その任期は 2 年とする。ただし、再任することができる。

2. 役員に欠員が生じた場合は補欠選任をし、その任期は前任者の残任期間とする。

### 第 3 章 顧問及び参与

#### (顧問)

第 10 条 本会に顧問をおく。

2. 顧問には管内の町長の職にある者、水口警察署長及び学識経験者の中から理事会にはかって会長が委嘱した者を充てる。
3. 顧問は会長の諮問に応じ、会議に出席して本会の事業及び運営について意見を述べることができる。

#### (参与)

第 11 条 本会に参与をおく。

2. 国道工事事務所草津維持出張所長、水口土木事務所長、水口警察署管理官及び交通課長ならびに信楽警部派出所長の職にある者を会長が理事会にはかって、会長が委嘱した者を充てる。
3. 参与は会長及び理事会等の諮問に応じ、会議に出席して本会の事業について意見を述べることができる。

### 第 4 章 会 議

#### (会議の種類等)

第 12 条 本会の会議は総会及び理事会とする。

2. 総会は代議員及びその他の役員をもって構成する。
3. 理事会は会長、副会長、理事及び事務局長をもって構成する。
4. 理事会は会長が招集し、その議長となる。

#### (会議の定足数)

第 13 条 会議は構成員の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、委任事項を表示した書面をもって代理人に委任した者は出席者とみなす。

2. 会議の議事は出席者の過半数により決定する。可否同数のときは議長がこれを決する。

#### (総 会)

第 14 条 総会は通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年 1 回、臨時総会は会長において必要があると認めるとき会長が招集する。

2. 総会は次の事項について議決する。

- (1) 会則の改廃に関すること。
- (2) 予算、決算及び重要な事業計画の承認
- (3) 役員を選任
- (4) その他会長が必要と認めた事項

3. この会則に定めるもののほか、議長の選出、その他議事の運営について必要な事項は総会において定める。

(理事会)

第 15 条 理事会は必要に応じてこれを招集し、次の事項を審議する。

- (1) 定型的、恒例的な事業の実施計画
- (2) 総会の議決により委任された事項
- (3) 総会に提出する議案
- (4) その他会長が必要と認めた事項

2. 前項第 3 号については次回の総会で承認を受けなければならない。

## 第 5 章 会 計

(会 費)

第 16 条 本会の会費は 1 事業所につき年額 8,000 円とし、その年の 4 月 1 日（以下本条において「基準日」という。）に現存する事業所から徴収する。

2. 基準日後に事業所となったときも同額とする。

(予算、決算等)

第 17 条 本会の予算は会長が調整し、理事会の議を経て総会に提出しなければならない。

2. 本会の決算は会長が毎年度終了後すみやかに収支決算書を作成し、監事の監査に付し、その意見をそえて会計年度終了後理事会の認定を得て総会に提出しなければならない。

(会計年度)

第 18 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月末日をもって終る。

第 6 章 雑 則

(事務処理)

第 19 条 本会の事務は事務局長が行う。

(分担金)

第 20 条 本会は滋賀県安全運転管理者協議会に対し、同協議会が示す基準方法により  
分担金を支出するものとする。

(備付簿冊)

第 21 条 本会に次の簿冊を備え付けるものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 役員名簿
- (3) 会議書類綴
- (4) 予算、決算に関する書類綴
- (5) 金銭出納簿
- (6) 証拠書類綴
- (7) 表彰者名簿
- (8) 表彰関係書類綴
- (9) その他会長が必要と認める簿冊

(委任)

第 22 条 本会の表彰及びこの会則を施行するため必要な事項については理事会の議を  
経て会長が別に定める。

(支部の設置)

第 23 条 本会の運営を円滑ならしめるため、地区（町単位）支部を設ける。

付 則

1. この会則は昭和 58 年総会の日から実施する。

## 昭和58年度 事業計画

昭和57年中の甲賀郡内の交通事故は

発生件数	467件	前年対比	+70件
死者	8名	〃	-12名
傷者	590名	〃	+55名
物損事故件数	1,894件	〃	+14件

で、発生件数と傷者が大幅に増加したものの死者については大幅に減少し、誠に喜ばしい結果でありました。

これら事故の特徴は

- 朝、夕に多い
- 二輪車事故が増加
- 一時停止違反、前方不注意、速度超過、飲酒運転の事故が多い
- 郡内居住者の事故が大半である

などがあげられます。

本年は年頭初から交通死亡事故が異常に多発しており、このようななかで、私達甲賀郡安全運転管理者協議会としては、各事業所の安全運転管理者をはじめとして、郡内の全ドライバーのモラル向上を最重点とした交通安全対策を強力に推進し、甲賀郡内から悲惨な交通事故を1件でも減少させるため次の事業を推進いたします。

### 1. 安全運転管理の強化

#### (1) 安全運転管理者講習会の開催（9、10月）

公安委員会が行う講習会を開催し、安全運転管理者自身の知識を深める。

#### (2) 仕業点検講習会並びに競技会の開催

安全運転管理者及び運転者の仕業点検技術の向上を図るため講習、競技会を開催するとともに代表選手を県競技会に出場させる。

#### (3) 未選任事業所一掃運動の実施

安全運転管理者、副安全運転管理者の選任を必要とする事業所に対する調査を実施して早急に選任するよう指導し、未選任事業所の一掃を図る。

#### (4) 会員研修会の開催（支部活動）



## 昭和 58 年度 収支予算 (案)

自 昭和58年7月18日  
至 昭和59年3月31日

(収入の部)

(単位:円)

科 目		本 年 度 予 算 額	備 考
款	項		
会 費		2,640,000	330社×8,000円
	会 費	2,640,000	
合併基本金		155,812	水口 80,000円
	合併基本金	155,812	信楽 75,812円
雑 収 入		4,188	預金利息
	雑 収 入	4,188	
合 計		2,800,000	

(支出の部)

(単位:円)

科 目		本 年 度 予 算 額	備 考
款	項		
事 業 費		1,645,000	
	事業諸費	1,645,000	
会 議 費		150,000	
	総 会 費	100,000	
	役員会費	50,000	
分 担 金		495,000	
	分 担 金	495,000	
事 務 費		460,000	
	事務委託費	200,000	
	事 務 費	260,000	
予 備 費		50,000	
	予 備 費	50,000	
合 計		2,800,000	